

Q52 知的障害者の父兄から、入所型施設における虐待問題に悩み、障害のある子どもを退所させたとの相談を聞きました。わが国の知的障害者の入所型施設で、何故虐待が多発しているのでしょうか。

遺憾ながら日本では、社会でも入所型知的障害者施設でも知的障害者に対する人権侵害が絶えません。又、家庭においても看護の疲れや障害のある我が子の将来への悲観から起きる子殺し、心中と言う悲劇も無くなっていません。

最近新聞などで報道された事件に限っても、多数の事例があり、本書末尾の資料編、1「報道された障害者の人権侵害事件・事故一覧」に、分類して掲げた通り、死亡事件として、子殺し・心中、体罰・虐待・いじめによる死亡、社会的放置による死亡の各類型、死亡に至らない体罰・虐待・暴行事件の被害として、学校におけるもの、施設におけるものが多数発生し社会問題化している現状にあります。

このように障害者の人権侵害が多発する社会構造的な要因として、わが国の社会において、障害者を人権主体と考える意識が希薄だということがあげられます。

入所型施設において虐待行為が起きる原因としては、サービス提供者側が情報やサービスを独占していることと施設の密室性と専門的裁量性があげられます。

こうした状況の下で、知的障害者本人の問題、父母など保護者の問題、施設の問題、行政の問題等があいまって入所施設における虐待を生みだしているものと考えられます。

先ず、知的障害者自身、その障害の特質から、そもそも言語が不自由であったりなど自らに対する人権侵害から自らを守る力が弱いことがあげられます。さらに、生育過程で問題が起きた場合には、怒られる自分が悪いと思わせられてしまい、虐待を加えられても直ちに人権侵害と受け止められないなどという問題があります。

そして、障害者本人の意思を代弁すべき父兄・保護者が、障害者の介護を施設に委ねて生活しており、特に、施設の空きが殆どなく、人権侵害を抗議して、障害者が施設から追い出されたら家庭崩壊であると考えてしまうなど、施設への依存性が強く、人権侵害に抗議することが現実的には著しく難しいことが重大な問題です。

さらに、障害者や保護者がこの様な事情にあればなおさら、障害者を支援しなければならないはずの施設職員にも知的障害者を人権主体と考える意識が希薄であるという点が指摘できます。他方、施設管理者、法人の理事、理事会についても問題があります。本来の指導性が不足していたり、チェック機能を果たしていない場合が少なくありません。

最後に、行政の側の問題が指摘できます。行政は、措置制度などにより、財政

的基礎を握っていて、一般的監督権、事業の一部又は全部の停止命令権、法人役員
の解職勧告権、従わない場合の解散命令権など、社会福祉法人に対して法律上
も強力な発言権があるにもかかわらず（憲法第89条、社会福祉法第56条乃至
58条）、行政が、社会福祉法人の自主性に期待するなどして権限行使をため
らい、強い指導性に欠けることなどがあげられます。

参考文献

＊副島洋明「知的障害者奪われる人権―虐待・差別の事件と弁護」明石書店